

一般社団法人小豆島スポーツーズ

クラブオーナー会員規約

一般社団法人小豆島スポーツーズクラブオーナー会員規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人小豆島スポーツーズ（以下、「クラブ」という。）とクラブオーナー会員（以下、「会員」という。）との関係に適用し、会費、入退会及び会員の権利義務等、クラブの運営並びに会員活動の基本的事項を定めるものです。

第1章 総則

（会員規約の適用）

第1条 クラブは、会員との間に本規約を定め、これによりクラブの運営を行います。また、クラブが随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

（会員規約の変更）

第2条 クラブは、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、クラブ理事会の決議をもって本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、クラブのサイト上への掲載、電子メール、書面その他クラブが適切と判断する方法により通知した時点から効力を生じます。

（用語の定義）

第3条 本規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

- (1) 会員とは、クラブの目的に賛同して入会の申し込みをし、承認をされた個人とします。
- (2) 書面とは、クラブが指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含む。)とします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信によるクラブ事務局への通知、連絡も書面と判断します。

第2章 入会申込等

（入会申込等）

第4条 クラブへの入会の申込みを希望する方は、入会申込書に必要事項を記入して、クラブに提出することとします。

2. クラブは、前項の書面を受領したときは、第5条の定めに従い、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知します。

3. 第6条に定める会費を納入した日を入会日とします。

（入会の条件）

第5条 クラブは、入会の申込みを希望する方が、次の各号に該当する場合を除いて、入会を承認します。

- (1) クラブの目的に賛同していない
- (2) 18歳未満であって親権者の同意がない
- (3) 過去に本規約違反またはその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分をうけたことがある
- (4) 第4条の入会申込書の記載事項に、入会条件を虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき
- (5) その他、クラブが入会を適当でないと判断した場合

(会費)

第6条 会員は、クラブの事業運営に必要な費用に充てるため、次の会費を支払うものとします。

登録費 入会時 5,000円(更新時には不要)

年会費 入会期間毎 5,000円

2. 会員は、クラブから入会を承認され、通知を受けた後、速やかに登録費及び入会した年度の会費を納入しなければなりません。
3. 納入された会費は、第9条及び第10条で示す入会期間途中の退会・除名であっても返還しないものとします。
4. 入会日より1年間(月途中の入会の場合には入会日の1年後の日の属する月末までの間)を入会期間とします。入会期間の満了日までに会員から第9条1項に定める退会届の提出がない場合には、入会期間を1年間の自動更新とし、以後も同様とします。

第3章 会員の権利義務

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有します。

- (1) クラブの社員が有する次に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という。)の社員の権利を社員と同様に行使する権利。

- ① 法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- ② 法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- ③ 法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- ④ 法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

- (2) クラブに対し、運営方針に対する提言、提案をする権利
 - (3) クラブ役員を選出する場合の選挙権並びに被選挙権
 - (4) クラブ内でのプログラムをクラブ事務局が承認した場合に限り、企画し運営する権利
 - (5) クラブオーナーとしての呼称権
 - (6) クラブウェブサイト、またはクラブが発行する各種媒体にクラブオーナーとして個人名を掲載する権利
2. 会員が、前各号の権利を行使する場合には、クラブ事務局に申し出たうえで、クラブ事務局所定の手続きをとる必要があります。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の義務を負います。

- (1) クラブの会費等を納入すること
- (2) 会員の登録事項に変更が生じたときは、速やかにクラブに変更の申し出を行うこと

第4章 会員資格の喪失

(退会)

第9条 会員が、クラブを退会しようとするときは、別途定める退会届をクラブ事務局に提出しなければなりません。

2. 会員は、次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なします。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) クラブが解散または破産したとき

(除名)

第10条 クラブは、会員が次の各号に該当するときは、事前に通知及び催告することなく資格を停止または解除することができます。

- (1) 会費が納入されず、督促後なお3ヶ月以上納入しないとき
- (2) 公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (4) クラブ、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (5) 本規約に違反した場合
- (6) その他、クラブが会員として不相当と判断した場合

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、第9条または前条の規定によりその資格を喪失したときは、クラブに対する権利を失います。また、未履行の義務がある場合は、継続して義務を負うものとします。

第5章 情報管理

(個人情報の保護)

第12条 クラブは、クラブが保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、クラブが別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 会員は、クラブに対して提供した個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)を、以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意するものとします。

- ① 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもとクラブのウェブサイトや販促物等に掲載する場合

- ② クラブの運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
- ③ クラブが、会員間の相互の連携を深める目的において会員名簿を作成する場合
- ④ 本協会が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合
- ⑤ 個人情報に関する法令及びその他の規範に記載されるやむを得ない場合の情報開示など

3 会員は、会員の個人情報に関し、プライバシー保護のためその取扱いには十分注意しなければならない、本人の同意なく個人情報を第三者に提供してはいけません。会員は、当クラブ会員名簿の配布を受けた場合、当該名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはなりません。

第6章 損害賠償等

(損害賠償)

第13条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によってクラブが損害を受けた場合、当該会員は、クラブが受けた損害をクラブに賠償することとします。

第7章 その他

(準拠法)

第14条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法を適用します。

附則

本規約は2019年7月1日から施行します。